

ジカウイルス感染症に関する対応について

平成29年3月1日
内閣官房国際感染症対策調整室

平成28年
2月1日

2月9日

2月25日

3月29日

4~10月

11月18日

WHOが中南米における小頭症等多発について、**緊急事態を宣言**

※これを受け、「ジカウイルス感染症に関する関係省庁対策会議を設置（2月2日）」

【第1弾】 早急に行うべき 対策 をとりまとめ

- ①水際対策の適切な実施
- ②国内の検査・治療体制の整備
- ③妊婦をはじめ中南米渡航者等への迅速かつ的確な情報提供
- ④ワクチン等の研究開発の促進

WHOの緊急事態宣言後、我が国で初めての海外感染事案を確認

【第2弾】 追加的な 対応 をとりまとめ

- ①国民への情報提供強化
- ②予防対策に向けた実施体制の整備
- ③流行国への支援

【第3弾】 国内における蚊の 活動時期、 リオデジャネイロ オリンピック・パラ リンピック等に向けた 追加的な対応 をとりまとめ

- ①蚊の活動時期に備えた対応
- ②リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック等に向けた対応

第1~3弾の対策等に基づく 各種取組の強力な実施

- 各省庁、地方自治体、企業をはじめ国民全体で「夏の蚊対策国民運動」を展開
- 特に6月を「夏の蚊対策広報強化月間」とし、広報・普及啓発を集中的に実施
 - ・公園等における下草刈り、水溜り・不要物の除去、蚊の監視調査、駆除の周知等を徹底
 - ・各省庁、地方自治体、公共交通機関、企業、学校等からの蚊の対策に関する普及啓発を推進（自宅周辺の水溜りを除去する、蚊の多い場所に行くときは肌を露出しない等）
- 妊婦からの電話等相談体制を全国的に整備
- リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの渡航者・帰国者等への防蚊対策のきめ細かな周知等
- 開発促進チームにおけるワクチン開発に向けた支援策の検討

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック
（8月5~21日、9月7~18日）

新たな国・地域（アメリカ（フロリダ州、テキサス州の一部）、東南アジア等）での流行

WHOが緊急事態を解除

※流行は終息しておらず、対策はさらに長期的な体制に移行

（※）平成29年3月1日現在、我が国では輸入症例の発生が報告されているが、国内で感染した症例はない。